様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃてくなーと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社テクナート  （ふりがな）ふじい　よしのり  （法人の場合）代表者の氏名 藤井　義則  住所　〒525-0037  滋賀県 草津市 西大路町２番２１号  法人番号　4160001014054  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」 | | 公表日 | ①　2025年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」に掲載  　https://www.tecnart.co.jp/company/vision/  　当社ホームページ「経営ビジョン」 | | 記載内容抜粋 | ①　テクナートの2030年ビジョン  カチッ！とハマる価値を創造する会社です  真のご要望を満たし、デジタル活用と顧客の製品価値を高める技術力で、持続的成長可能な事業運営を目指します  先端技術とコア技術とのシナジー効果を最大化させ、顧客が抱える社会課題を解決し、顧客と長く寄り添う、唯一無二の存在になります  社会から必要とされる企業を目指します  テクナート製品で、すべての人たちが豊かに暮らせる社会の実現に貢献します  地域に根差し、地域と共に成長できる機会を創出します  独自のサプライチェーン全体を高い水準で支え、社会全体と成長する  パートナー企業と強く結束し、デジタル技術を活用した管理体制強化により、さらなる成長を促します  仕事を楽しめる会社を目指します  会社の内外に対して一人ひとりが主役になれる会社を目指します  よく働き、よく学び、よく遊ぶ（ワークライフバランスの実現）  人と人とのつながりを大切にする、プロフェッショナル集団であり続ける | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　ホームページで公開している情報は取締役会に準ずる機関である経営会において承認を得て公開されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」 | | 公表日 | ①　2025年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」に掲載  　https://www.tecnart.co.jp/company/vision/  　当社ホームページ「経営ビジョン」の「DXの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | ①　「顧客志向でお客様のニーズを的確に捉えて、既存の枠に留まらない技術と品質で新たな成長マーケットを獲得」する成長戦略を実現するため、高い精度でスピードある意思決定を行えるDX基盤を構築する  ビジネス変革を実現する、3つのSTEP  STEP1．データの蓄積  ・生産管理システム刷新  ・周辺業務のシステム化  STEP2．データの統合  ・データ一元化環境の構築  ・データの可視化  STEP3．データの分析、活用  ・管理会計の導入  ・管理会計を軸とした、スピードある意思決定と  成長戦略の実現 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　ホームページで公開している情報は取締役会に準ずる機関である経営会において承認を得て公開されています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」  　当社ホームページ「経営ビジョン」の「DX推進体制」 | | 記載内容抜粋 | ①　・DX推進プロジェクトの設立：  部門横断型のプロジェクトチームを組織し、社内の情報連携およびシステム化を推進  部門の垣根を越え、連携を強化  DX推進プロジェクトの活動を通じて、DX人材の育成を図る |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」  　当社ホームページ「経営ビジョン」の「情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策」 | | 記載内容抜粋 | ①　・新生産管理システムの導入及び周辺業務連携のための環境構築  ・データの一元化及び可視化の環境構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」 | | 公表日 | ①　2025年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ「経営ビジョン」に掲載  　https://www.tecnart.co.jp/company/vision/  　当社ホームページ「経営ビジョン」の「戦略の達成状況に係る指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　・システム化やルール/仕組みの整備により改善・見直しを行った業務数  ・システム化やルール整備による作業時間の短縮 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月30日 | | 発信方法 | ①　当社ホームページ「トップメッセージ」  　当社ホームページ「トップメッセージ」にて実行責任者である代表取締役藤井義則にて発信  　https://www.tecnart.co.jp/company/  　当社ホームページ「トップメッセージ」にて実行責任者である代表取締役藤井義則にて発信 | | 発信内容 | ①　株式会社テクナートは、液晶表示・映像処理技術を中核に、産業用組込み液晶モニタの開発・製造で多くの実績を持つ企業です。当社は、企業理念に「人と人のつながりを大切にスピードある意思決定」、経営理念に「観る・映る を通じて 夢のある未来を 創り・叶える」を掲げ、視覚・映像分野で社会に貢献しています。  当社の液晶モニタは、銀行や郵便局のATM、駅・空港の券売機など、暮らしの中のさまざまな場所で活用されています。テクナートは、ディスプレイの液晶化が進んだ黎明期に、いち早くアナログLCD用信号変換ボードを開発し、国内産業機器への液晶ディスプレイ普及に大きく貢献しました。 このような開発の背景には「お客様やユーザーの皆様が便利になる製品を生み出したい」という想いと、同じ志を持つさまざまな人との出会いがありました。また、新たな分野で市場を獲得するにはスピードも重要です。私たちは、すばやい意思決定で変化に対応することで、産業用タッチモニタ国内出荷数量シェアNo.1※の実績を築きました。そして、製品を長く安定的に供給する品質保証体制を整え、多くのお客様の信頼を高めてまいりました。  今後は、この圧倒的な市場シェアで築いたノウハウを基礎に、新たな市場に挑みたいと考えています。近年では、工作機械、建設機械、医療機器など多くの産業機械にタッチモニタが採用されています。しかし、不確実性の高い現代では、必要とされる技術は次々と変化することも予想されます。だからこそ、私たちは変化にいち早く対応できる技術を磨き続けなければなりません。そのためにも、テクナートでは開発部門の関連会社を設け、未来に向けた試験・研究開発に柔軟に投資できる体制を築いています。また、昨今のデジタル技術の活用を通じて、サプライチェーンを含めた情報連携を強化し新たな価値を提供すべく、DXを推進してまいります。  そしてなにより、このような変化に対応できる技術と組織を支えているのは従業員の力です。当社は2020年から健康経営優良法人の認定を受けており、職場環境の維持・改善に継続的に取り組んでいます。そして、パーパスも制定しました。「観せる技術で人を永遠に魅了する」テクナートは、永遠に必要とされる会社であり続けます。  社会の変化とともに変わり続ける会社、長きにわたり愛される会社を目指して。テクナートはこれからも、従業員とともに、夢のある未来づくりに挑戦してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。